

償却資産申告のご案内

●償却資産申告書及び種類別明細書について（紙で申告される方に関係します）

- ・内閣府からの押印見直し要請により刈谷市では令和4年度申告から押印を廃止いたしました。個人法人関わらず償却資産申告書への押印は不要となりますのでご承知おきください。
- ・令和4年度申告より複写式ではない用紙を使用しております。お控えが必要な方はご自身で償却資産申告書と種類別明細書をコピーしていただきますようお願いいたします。
- ・償却資産申告の手引、償却資産申告書及び種類別明細書が必要な場合は、刈谷市ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。（令和6年度申告より償却資産申告の手引の印刷を廃止いたしました。刈谷市ホームページからダウンロードできない場合は、下記連絡先までご連絡ください。）

刈谷市ホームページ (<https://www.city.kariya.lg.jp/>)

⇒ くらしの情報 > 税金 > 固定資産税 > 償却資産の税金 > 償却資産関係書類

連絡先：刈谷市総務部税務課家屋係 (0566)62-1008 ※土・日・祝日を除く 8:30~17:15



QRコードはこちら

●マイナンバーについて（全ての方に関係します）

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です。申告書の所定の記載欄に右詰めでご記載ください（個人:12桁、法人:13桁）。また、ご提出の際には、本人確認（番号確認及び身元確認、代理人の場合は併せて代理権確認）を実施します。

【本人が窓口で提出する場合に必要な書類】

本人のマイナンバー確認（下記のいずれか一つ）	本人の身元確認（下記のいずれか一つ）
マイナンバーカード／ マイナンバーが記載された本人の住民票の写し	マイナンバーカード／運転免許証 旅券／在留カード 等

【代理人が窓口で提出する場合に必要な書類】

本人のマイナンバー確認（下記のいずれか一つ）	代理人の身元確認（下記のいずれか一つ）
本人のマイナンバーカード／ マイナンバーが記載された本人の住民票の写し	マイナンバーカード／運転免許証 旅券／在留カード 等

※郵送提出の場合は、上記のマイナンバー確認書類及び身元確認書類の写しを同封してください。

（法人番号の確認書類は不要です）

※電子申告（eLTAX）の場合は、申告書に添付される電子証明書等により確認を行います。

●主な特例制度について（該当資産取得者のみ関係します）

<中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定に従って取得した認定先端設備等に関する特例>【地方税法附則第15条第45項】

中小事業者等が、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて対象設備等を新規取得した場合、その新規取得に係る固定資産税の課税標準額が軽減されます。

	特例内容
特例対象資産	「認定先端設備等導入計画」に基づいて新規取得した一定の機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（中小企業等経営強化法第2条第14項に規定するもの）
取得時期	令和5年4月1日～令和7年3月31日
特例割合	課税標準額が1/2（取得後3年度分） ※ただし、従業員への賃上げ表明がある場合は下記のとおり。 令和6年3月31日までの取得分：課税標準額が1/3（取得後5年度分） 令和7年3月31日までの取得分：課税標準額が1/3（取得後4年度分）
添付書類（写し）	先端設備等導入計画／先端設備等導入計画の認定書／投資計画に関する確認書 従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ表明がある場合）